

## 財団法人 ビル管理教育センター寄附行為

昭和45年 8月20日	設立許可
昭和45年10月31日	一部変更
昭和49年 4月22日	一部変更
昭和59年12月18日	一部変更
昭和60年 3月23日	一部変更
平成 6年11月 1日	一部変更
平成 9年 3月13日	一部変更
平成11年 8月 5日	一部変更
平成14年11月 6日	一部変更

### 第1章 名称及び事務所

#### (名称)

第1条 この法人は、財団法人ビル管理教育センターと称する。

#### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区大手町1丁目6番1号に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、建築物の管理に関する教育及び普及活動を通じて、建築物における衛生的環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

#### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下「法」という。)第7条第1項第1号に規定する講習会の実施
- (2) 法第8条第3項に規定する建築物環境衛生管理技術者試験の実施に関する事務
- (3) 建築物の管理に関する教育及び研修

- ( 4 ) 建築物の管理に関する調査及び研究
- ( 5 ) 建築物の管理に関する検査及び室内環境測定機器の較正
- ( 6 ) 講習会に必要な教科書その他刊行物の発行
- ( 7 ) 建築物の管理に関する普及及び啓蒙
- ( 8 ) 以上各号に附帯する一切の業務

### 第3章 資産及び会計

#### ( 資産の構成 )

第5条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ( 1 ) 別紙財産目録に記載された財産
- ( 2 ) 寄附金品
- ( 3 ) 資産から生ずる収入
- ( 4 ) 事業にともなう収入
- ( 5 ) その他の収入

#### ( 資産の種別 )

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ( 1 ) 前条第1号に掲げる資産
- ( 2 ) 法人の設立後に基本財産に編入すべきことを指定して寄附された財産
- ( 3 ) 法人の設立後に理事会の議決により、基本財産に繰り入れられた財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

#### ( 資産の管理 )

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち、現金は郵便官署又は確実な金融機関に預け入れ、もしくは国債、公社債その他安全確実な有価証券にかえて、理事長が保管しなければならない。

#### ( 基本財産の処分の制限 )

第7条の2 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、や

むを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経て、かつ、厚生労働大臣の承認を得て、その一部に限り、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第9条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第9条の2 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を定め、これを執行することができる。

2 前項の規定により定めた暫定予算を執行した場合は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第9条の3 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3か月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第9条の4 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、確実な返済計画を策定し、収支予算書に明記し、理事会に

において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、かつ、厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第9条の5 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、かつ、厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第10条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 12人以上16人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、1人を理事長、1人を専務理事とする。

(役員を選任等)

第11条の2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 会長、理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。

3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

4 理事のうち、第4条第1号、第2号及び第5号に掲げる事業の委託等を行う官庁の出身者と委託等された事業に関わる業界の関係者の合計が、理事現在数の2分の1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

6 監事には、この法人の職員が含まれてはならない。

7 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

8 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

( 役員の職務 )

第12条 会長は、業務を総理する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときには、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、業務を掌理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為が定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - ( 1 ) 財産及び会計を監査すること。
  - ( 2 ) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - ( 3 ) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は厚生労働大臣に報告すること。
  - ( 4 ) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会又は評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

( 役員の任期 )

第13条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

( 役員の解任 )

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づき解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- ( 1 ) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- ( 2 ) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

( 役員 の 報酬 等 )

第14条の2 役員は無給とする。ただし、常勤の役員に限り報酬を支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

( 顧 問 )

第15条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じて、意見を述べるものとする。

## 第5章 理 事 会

( 理事会 の 構成 )

第17条 理事会は、理事をもって構成する。

( 理事会 の 権 能 )

第18条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決し、執行する。

( 理事会 の 種 類 及 び 開 催 )

第18条の2 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

( 1 ) 理事長が必要と認めたとき。

( 2 ) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

( 3 ) 第12条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

( 4 ) 第12条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

( 理事会 の 招 集 )

第19条 理事会は、第12条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長

が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日以前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第20条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第21条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ、開会することができない。

(理事会の議決)

第22条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の書面表決)

第23条 やむを得ない理由のため理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第24条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席した理事の数及び氏名(書面表決者の場合にあっては、その旨を付記すること)
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及び発言者の氏名と要旨とその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

## 第5章の2 評議員及び評議員会

### (評議員)

第24条の2 この法人に、評議員16人以上20人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員のうち、同一の親族、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者の合計数は、それぞれ評議員現在数の2分の1を超えてはならない。
- 4 評議員には、第13条から第14条の2までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

### (評議員会)

第24条の3 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、第12条第5項第4号の規定による場合を除き、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言するとともに、法人運営の重要事項について意見を述べる。
- 5 評議員会には、第21条から第24条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」、「理事現在数」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」、「評議員現在数」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

### (寄附行為の変更)

第25条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て、かつ、厚生労働大臣の認可を受けなければ変更することができない。

### (法人の解散)

第26条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会

及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て、かつ、厚生労働大臣の許可があったとき解散する。

( 残余財産の処分 )

第27条 この法人が解散のとき有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、この法人と類似の目的を有する法人に寄附するものとする。

## 第6章の2 事務局

( 事務局の設置等 )

第27条の2 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

( 備付け書類及び帳簿 )

第27条の3 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- ( 1 ) 寄附行為
- ( 2 ) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- ( 3 ) 許可、認可等及び登記に関する書類
- ( 4 ) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- ( 5 ) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- ( 6 ) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- ( 7 ) その他必要な帳簿及び書類

## 第7章 補 則

( 委 任 )

第28条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

この寄附行為は、この法人の設立許可があった日（昭和45年8月20日）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為の一部変更は、厚生労働大臣の認可の日から施行する。
- 2 この寄附行為の一部変更の施行の際この法人の役員である者は、変更後の寄附行為第11条の2の規定により選任されたものとみなす。
- 3 前項の規定により選任されたものとみなされた役員の任期は、この寄附行為の一部変更の施行の際におけるその者の残任期間と同一の期間とする。